

土壤汚染対策法の施行状況等 に関する補足説明資料

1. 土壌汚染対策の実施内容(重複を排除後)

前回の資料4の「土壌汚染対策の実施内容」において、母数が不明であったこと、及び複数回答であったことから、掘削除去の割合がどの程度か把握できなかった。回答の重複を排除した各対策の事例数は以下のとおり。

平成16年度の土壌汚染事例に関する対策の内容について (法適用外を含む。)

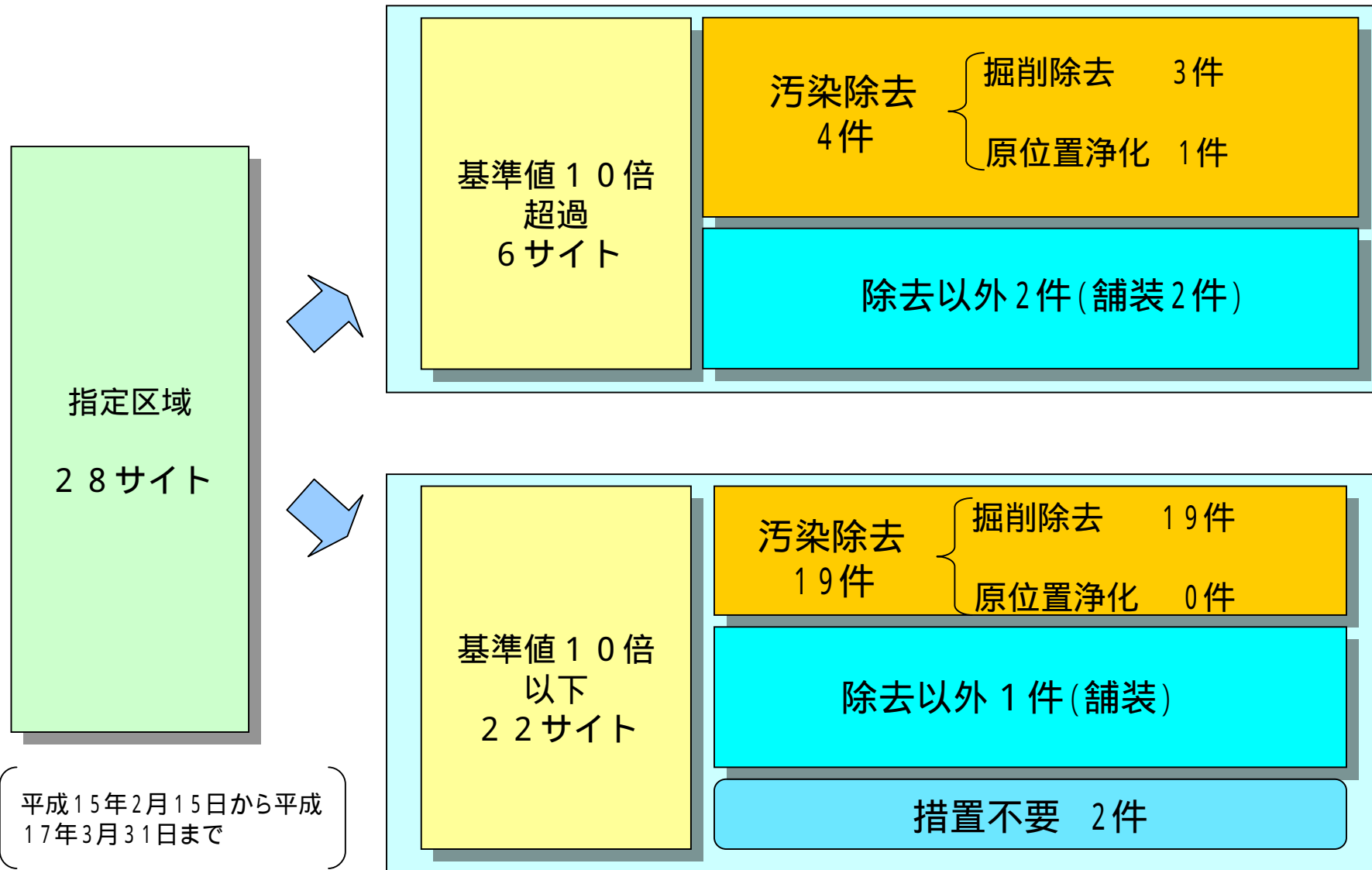
対策の内容	事例数	割合
対策を行った事例数	362	100 %
「土壌汚染の除去」を行った事例	329	91 %
掘削除去のみ	264	73 %
原位置浄化のみ	33	9 %
掘削除去と原位置浄化の両方	32	9 %
その他の措置(舗装、盛土、原位置封じ込め等)を行った事例	33	9 %

「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査」(環境省土壌環境課)により都道府県・政令市から回答のあった土壌汚染事例について環境省で集計。

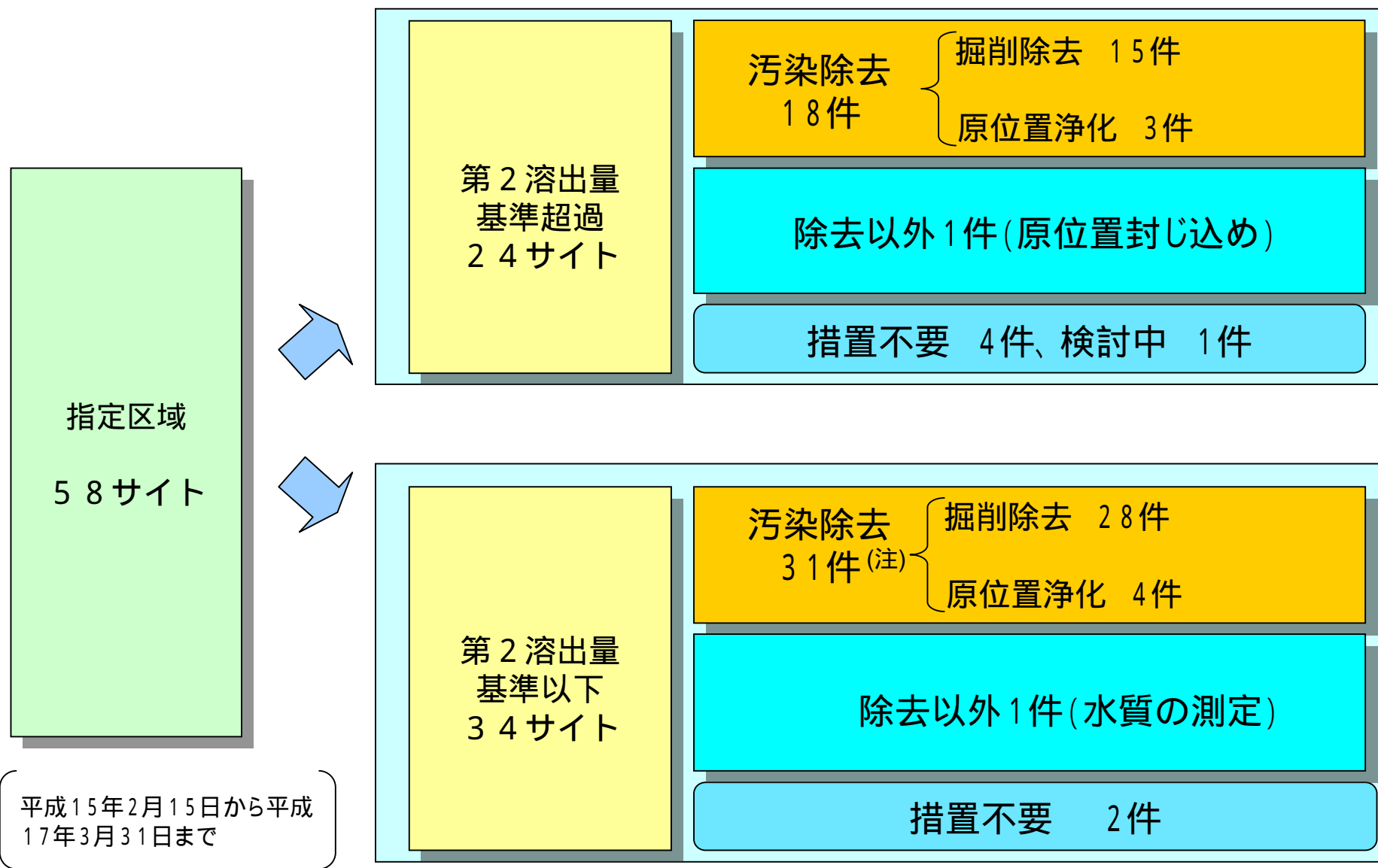


91%の事例において「土壌汚染の除去」が行われている。また、掘削除去のみを行った事例が73%であり、掘削除去と原位置浄化の両方を行った事例を合わせると82%となる。

2-1 汚染レベルの違いによる措置の内容(含有量基準超過)



2-2 汚染レベルの違いによる措置の内容(溶出量基準超過)



(注)指定区域内で掘削除去と原位置浄化の両方の措置をとっている事例が1件ある。

3. 事業所の廃業件数

従業者10人以上の事業所の状況

【事業所数】

	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)
合計	155,182	100.0	146,632	100.0	143,360	100.0	141,047	100.0	133,455	100.0
開業等(転入、転業を含む)	1,961	1.3	1,604	1.1	1,563	1.1	1,621	1.1	1,448	1.1
規模上がり等	15,546	10.0	9,434	6.4	9,714	6.8	9,196	6.5	6,833	5.1
継続	137,675	88.7	135,594	92.5	132,083	92.1	130,230	92.3	125,174	93.8
規模下がり等	11,105	—	13,479	—	10,031	—	9,174	—	14,663	—
廃業等(転出、転業を含む)	5,943	3.8	6,109	4.0	4,518	3.1	3,956	2.8	3,523	2.5

出典：平成17年工業統計速報

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

従業者10人未満の事業所の廃業等件数は不明。

(参考1)

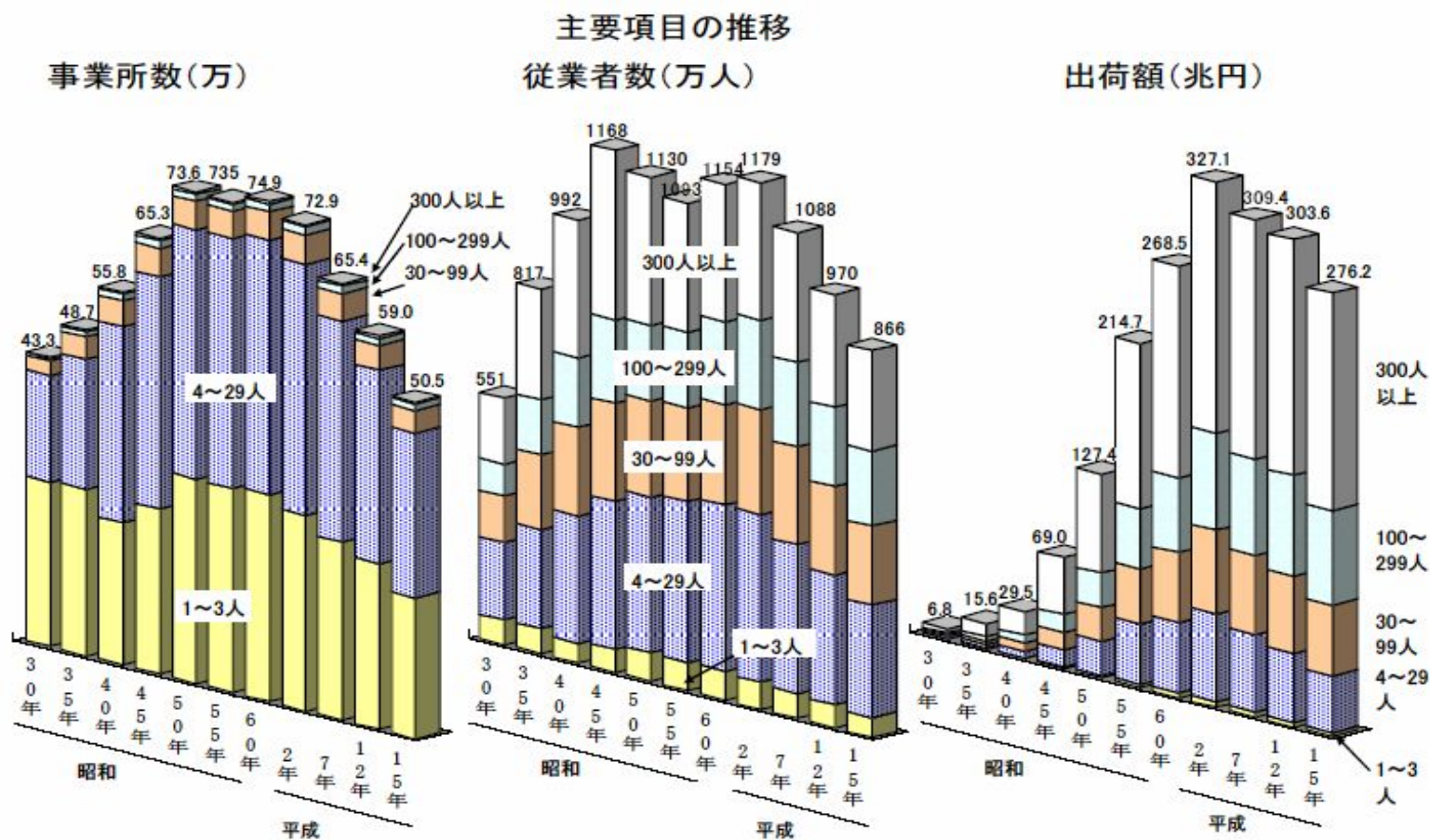
事業所数（平成17年）

全事業所数	従業員4人以上 の事業所数	
	従業者10人以上 の事業所数	
468,621	276,522	133,455

出典：平成17年工業統計速報

(参考2)

～ 事業所数、従業者数は昭和35年の水準 ～



出典:我が国の工業 (平成18年2月)

4. 土壌汚染対策に関連する条例等について

土壌汚染対策に関連する条例等を制定している
都道府県 34都道府県

例) 東京都 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
大阪府 大阪府生活環境の保全等に関する条例

土壌汚染対策に関連する条例等を制定している
土壌汚染対策法政令市 28市

例) 名古屋市 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
横浜市 横浜市生活環境の保全等に関する条例

土壌汚染対策に関連する条例等を制定している
市町村 37市町村

『平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果』
(平成18年11月 環境省)より

代表的な地方公共団体の条例

* 土地改変時の調査義務

ex) 東京都・埼玉県・大阪府・愛知県(3,000m²以上の土地改変時)・広島県(1,000m²以上の土地改変時)・横浜市等

* 有害物質を使用する事業所等の廃止時の調査義務

(土壌汚染対策法の対象とならないものも含む)

ex) 東京都・埼玉県・神奈川県・大阪府等

* 土壌汚染対策計画の提出の義務づけ

(汚染土処理につき命令を受けた時、もしくは3,000m²以上の土地改変時の調査で汚染が判明した時。)

ex) 東京都・埼玉県・愛知県等

* 土壌汚染判明時の自主調査の報告の義務づけ

ex) 愛知県(特定有害物質取扱事業所において汚染が判明した場合)

* 土壌汚染に関する情報の引継規定

(有害物質を使用している事業所等の土地を譲渡する場合等)

ex) 東京都・神奈川県・横浜市等

残土条例について

土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等（残土条例）を制定している県 7 県

例）千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

条例の主なポイント（千葉県）

- ・ 3000 m²以上の埋立て等事業については県の許可制
- ・ 埋立てに使用する土砂等について安全基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できない

残土条例を制定している土壌汚染対策法政令市 10 市

例）千葉市 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

残土条例を制定している市区町村 145 市町村

（参考）

千葉県 52 市町村

栃木県 31 市町村

埼玉県 28 市町村

「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」
（平成18年11月 環境省）より

(参考3) 土壌汚染対策法第3条の施行状況について

土壌汚染対策法第3条では、有害物質使用特定施設の廃止時に調査義務が生じるが、その状況は下の通り。この調査義務については、法第3条第1項ただし書により都道府県知事が認めれば調査猶予される。(例えば、事業場として引き続き使用する場合。)

・平成15年2月15日から平成19年2月14日までの法施行4年間

有害物質使用特定施設の廃止 件数 【3,102件】	法第3条調査の実施		法第3条調査の猶予		その他 (調査を実施するか、確認の 手続を行うか検討中のもの等) 【61件】
	実施済	実施中	法第3条第1項ただし書 適用の確認済	法第3条第1項ただし書 適用の確認中	
	【618件】	【48件】	【2,379件】	【100件】	
	【666件】		【2,479件】		

件数は、平成19年2月14日現在の数値。